

2-2-4 札幌市における生活関連経路の設定

(1) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、以下の考え方に基づき設定します。

<設定の考え方>

- 1) 2-2-3 で対象とした生活関連施設間を生活関連経路として結びます。
- 2) 歩行空間ネットワークのさらなる充実化を目的として、
 - ・住宅地などから駅へアクセスする道路
 - ・隣接する重点整備地区の間を結ぶ幹線道路のうち、多くの人が通行する道路^{※6}を生活関連経路として設定します。

※6：多くの人が通行する道路とは

歩行者 12 時間交通量が概ね 500 人以上の道路（平成 26 年度時点）

<範囲>

- 1) 核となる旅客施設などを中心とした半径 500m 以内の生活関連施設を結びます。
- 2) ただし、生活関連施設の立地状況により、旅客施設からの経路延長が 1km までの範囲にある公共施設（教育施設、文化施設、官公署、行政機関が運営する福祉施設、運動施設）や医療施設についても結びます。

<道路の選択条件>

- 1) 生活関連経路として位置づける道路は、冬期の除雪を考慮し原則として有効幅員が 2m 以上の歩道、自転車歩行者道を有する道路区間などとします。
- 2) 現状で有効幅員 2m 未満であっても、都市計画において歩道幅員が 2m 以上の道路は選択対象とします。



図 2-6 生活関連経路の設定イメージ

以上の考え方に基づき、2-2-2 の重点整備地区内において生活関連経路を設定した結果、前回から約 34km 増え、総延長は約 262km となりました。このうち、平成 26 年度末現在での整備済み区間の延長は、約 162km となっています。



図 2-7 重点整備地区内の生活関連経路の整備状況（平成 26 年度末現在）

(2) 生活関連経路の優先度

平成 26 年度末現在での未整備区間の延長は約 100km となり、未整備区間全てを完了するまでには長い期間を要します。

このため、生活関連経路の整備における優先度を検討することとし、以下の基準により優先的に整備すべき経路を「主要な生活関連経路」として定め、効果的な事業実施を目指します。(図 2-8 参照)

<主要な生活関連経路とその他の生活関連経路>

- 1) 旅客施設と、公共施設（教育施設、文化施設、官公署、行政機関が運営する福祉施設、運動施設）や医療施設を結ぶ生活関連経路は、「主要な生活関連経路」とします。
- 2) 旅客施設とバリアフリー化済み施設を結ぶ経路についても、「主要な生活関連経路」とします。
- 3) 上記以外の経路については、「その他の生活関連経路」とします。



図 2-8 主要な生活関連経路の設定イメージ